中部消費生活センター　　R 4年 6月 発行

知っ得(しっとく)❤消費生活ニュース

← 機能性表示ができる →　← 機能性表示ができない →

医薬品	保健機能食品 ・特定保健用食品 ・栄養機能食品 ・機能性表示食品	**その他の健康食品**	一般食品

健康食品には、飲料やお菓子のように一般の食品と同じような形態ものや、錠剤やカプセルなど医薬品に似た形状のものがありますが、それらは**食品**に位置づけられます。

国が機能等の表示を認めた「保健機能食品」は、「おなかの調子を整える」「食後の血糖値の上昇を抑える」などの機能を表示して販売することができます。

しかし、サプリメント、栄養補助食品、健康補助食品、自然食品、と呼ばれる保健機能食品以外の**その他の健康食品**は、**機能性を表示することはできません。**

【健康被害】

痩身サプリを飲んだら、激しい腹痛が起き足にしびれも感じて不安になり、サプリの摂取を止めたらなおった。

～注意点～

・医薬品のような効果は期待できません。
・多量に摂ると健康を害することがあります。摂取目安量や注意事項を守りましょう。
・他に併用している健康食品や医薬品について、摂取時間や症状などをメモに残し主治医に相談しましょう。

【消費者トラブル】

「膝の痛みに効くサプリメントが安い」という健康食品の広告を見て購入した。ところが翌月も同じ商品が届き、高額金を請求された。業者に問い合わせると、定期購入契約で3回目まで購入しなければ解約できないと言われた。でも、効果を感じないのでいらない。

～注意点～

・購入前に、購入条件や解約返品などの契約内容をしっかり確認しましょう。
・広告やカタログを見て注文をするのは通信販売で、クーリング・オフ制度はありません。業者が提示する規約などの契約内容に従うことになります。
・返品特約（業者が示す返品ルール）がない場合、商品到着後８日間は送料自己負担で返品することができます。
・健康食品であるにもかかわらず、効果効能をうたっている広告には注意しましょう。

増加中！ クレジットカードの不正利用

オンライン決済やキャッシュレス決済が便利に利用されている一方で、クレジットカードの不正利用に関する相談が増えています。

海外で使われたというケースもあり、利用明細の確認やクレジットカード会社からの連絡で発覚することがあります。

～原因や手口～

・フィッシング　・スキミング　・盗難　・紛失　・情報漏洩　など

～対応方法～

・クレジットカード会社へ連絡　・クレジットカードの再発行

～防ぐために～

・フィッシングなど個人情報の搾取に注意を払いましょう
・クレジットカードをしっかり管理しましょう
・毎月、利用明細を確認しましょう
・クレジットカード会社でも利用状況を監視していますので、連絡があった場合は、放置しないですぐに確認や必要な手続きを行いましょう

忘れないで サブスクの解約

サブスクリプション（サブスク）は、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるシステムです。近年、音楽や動画配信を楽しむ人が増えています。

但し、解約しない限り自動的に支払いが継続されるので注意が必要です。また、「自動的に有料会員に移行していた」「パスワードを忘れて解約できない」「スマホを解約したら心当たりのない料金が毎月引き落とされていた」等のトラブルもあります。

契約内容をよく確認して情報を管理し、解約を忘れないようにしましょう。

鳥取県消費生活センター
多重債務・法律相談会
（6月・7月分／中部会場）

弁護士、司法書士による無料の面接相談です。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。
（事前予約制）

開催日：６月　17 日（金）
　　７月　15 日（金）
時　間：午後１時半～午後３時
場　所：倉吉交流プラザ
　　第１・２研修室

【申込み・問合せ先】
中部消費生活センター

【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター　☎0858－22－3000

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時（電話相談のみ）

「消費者ホットライン」　☎　188（いやや！）